



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2021年
4月号

「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

国の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進のために、方向性や具体的な取組を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

コロナ禍による「新たな日常」への対応、人口減少や単身世帯の増加、女性に対する暴力根絶、人生100年時代の到来、社会のデジタル化、大規模自然災害の頻発、SDGsへの対応などなど・・・

このように、近年、目まぐるしく変化していく社会情勢と新たに直面する問題の中、「社会全体」として、また「個人」として、持続可能性を追求していくためには、あらゆる分野における男女共同参画の推進がますます不可欠なものとなります。そこで、第5次男女共同参画基本計画では、主に次のような分野に取り組むこととされています。

- ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ②雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ③地域における男女共同参画の推進
- ④科学技術・学術における男女共同参画の推進
- ⑤女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑥男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難への支援と多様性を尊重する環境整備
- ⑦生涯を通じた健康支援
- ⑧防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進
- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革・理解促進
- ⑪男女共同参画に関する国際的協調及び貢献

市では、今回の新たな基本計画の内容を踏まえ、また、改めて市民のみなさんの男女共同参画に関する意識や実態を把握したうえで、今後、現在の第3次ちくしの男女共同参画プランを見直していく予定です。

4月1日～4月30日は「若年層の性暴力被害予防月間」です！

これまで毎年4月は「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」として内閣府を中心に啓発の取組を行ってまいりましたが、令和3年4月からはこれらの啓発を更に発展させ、特に若年層を中心に被害が問題となっている様々な性暴力被害の予防啓発に取り組むこととなりました。

AV出演強要・JKビジネスの他、レイプドラッグ、酒で酩酊状態にしたうえでの性行為強要、SNSを利用した性被害、セクシュアル・ハラスメント、痴漢など、10代、20代の若年層が巧妙な手口で狙われています。内閣府の調査でも、「恥ずかしくて…」「自分さえ我慢すれば…」「相談しても無駄」などの思いから、被害者の多くが相談できていない実態が明らかになっています。相手の人権を踏みにじる性犯罪・性暴力は絶対に許されるものではなく、だれもが「加害者」・「被害者」・「傍観者」にならないために、私たち一人ひとりの意識を高めることが大切です。そして、もし被害にあったときにはすぐに警察や専門の相談窓口にご相談ください。

【福岡県警察性犯罪被害相談窓口】

#8103（ハートさん）
0120-783-084

【性暴力被害者支援センター・ふくおか】
092-409-8100（24時間365日対応）



詳しくはこちらの
ホームページがね！



<3月のセミナー実施報告> 3月17日（水）実施

「コロナ禍に必要な男女共同参画の視点とは？」

～教育現場からのヒント！～

今年度の団体育成セミナーでは、天洋中学校の稲田泰典校長先生を講師にお迎えして、内閣府の調査結果から読み取れるコロナ禍がもたらした女性への影響（就業、DV、生活など）や教育現場の現状についてお話いただきました。後半では稲田校長先生を囲んで、参加者と先生で意見交換を行いました。



講師：稲田泰典校長先生



交流会の様子

昨年2月の突然の休校要請・コロナ禍による行事等の中止により、生徒達の様々な経験の機会が失われました。その中で、工夫しながらできること（部活動、行事等）を実施。また、「常識」に捉われるのではなく、「当たり前」を見直し、生徒達の「自己決定」を促す機会づくり等の取組についても紹介していただきました。その後の交流会においても、参加者からの質問や意見は尽きることがなく、あっという間の2時間でした。

「どうしたら、他人の靴が履けるのだろう？」

～話題の図書から『多様性』を考える～ 3月20日（土）実施



講師：武藤桐子さん

子育て世代の女性を中心に話題となっているエッセイ「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」。

この本を題材に、「多様性」について考えるセミナーを実施しました。講師には、NPO法人福岡ジェンダー研究所の武藤桐子さんをお招きし、「多様性」について本の解説を踏まえながら、参加者同士で話し合うワークショップ形式で実施しました。各班では、多様性とはどういうことか、他人の立場に立って相手を理解するにはどうしたらよいか等について、自らの体験談や本の内容を踏まえて話し合い、活発な意見交換が行われました。著者の住むイギリスの階級社会の現状、差別や偏見についても触れ、戸惑いながらも向き合い、乗り越えていく登場人物の「僕」の姿には考えさせられるものがあり、国際的な視点からも学ぶ機会となりました。

女性センター相談室のご案内

ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）、相談は無料です。秘密は守ります。

- ※総合相談は予約が優先となります。
- ※法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
面接相談は必ずマスク着用をお願いします。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

<発行>：筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所

TEL：092-918-1311 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp